

資産等報告書審査意見書の概要

大川市政治倫理審査会は、大川市政治倫理条例（平成11年大川市条例第3号。以下「条例」という）第7条第1項の規定に基づき、大川市長から審査を求められた「平成22年資産等報告書」について審査を行いました。

資産等報告書の報告義務者は、市長等3名・議員18名で、条例第4条の規定に基づき全員から資産等報告書が提出されました。

その間、議員1名が辞職となったため、審査対象から除外しました。

審査の経過、および結果については、下記のとおりです。

よって、条例第7条第3項の規定に基づき、本意見書を提出します。

この意見書は、条例第8条で市民の閲覧に供するとともに、広報紙等に掲載しなければならないと定められていますが、資産等報告書の真実性を担保し、政治倫理条例の目的を達成できるかどうかは、ひとえに市民の関心の高さに依存しているものであり、当審査会としては市民の行政へのより一層の深い関心を期待するものです。

平成22年12月2日

大川市政治倫理審査会

◆審査対象となった資産等報告書

条例第7条第1項の規定により、当審査会に提出された資産等報告書は、報告義務者の市長等3名、議員17名、およびその配偶者でした。

その内訳は次のとおりです。

- 報告義務者：20名
- 報告義務者の配偶者：20名
- 合計：40名

◆資産等報告書の審査

当審査会に提出された40通の資産等報告書全部について、審査会は条例第1条に掲げた目的の具現化を図るべく、条例第7条第2項の規定に基づき、資産等報告書に記載された内容と裏付け資料（預貯金残高証明書、確定申告書の写し等）とを照合し、必要に応じて、過去の資産等報告書と本年の資産等報告書の記載内容と比較することにより審査を行いました。

(1) 審査会の開催状況

平成22年10月6日から12月2日までの間に、3回にわたり審査を行いました。

(2) 審査意見

① 審査会は、提出された資産等報告書の記載内容を正確に点検することができる資料として、(a)確定申告書の写し(b)給与所得等の源泉徴収票(c)固定資産評価証明書預貯金残高証明書等の書類を添付することを要望したところです。

また、報告義務者の利便性の向上や費用面での負担の軽減を図るため、報告内容を裏付けるものであれば、右記証明書類以外の提出も認めるものとなりました。

② 土地、建物の所有状況については、所有状況が判る固定資産評価証明書等が添付されたので、これにより検討、調査することができました。

③ 税等の納付状況については、市県民税、水道料金、固定資産税等の納付状況について、全員から報告されています。

④ 収入については、金額等を裏付ける資料として、確定申告書の写し、源泉徴収票、および所得証明書が添付されており、報告書に記載されている金額を確認することができました。

収入の金額においては、所得金額ではなく収入金額を記載

するよう統一されたとのことですが、報告義務者への周知徹底を図られたい。

⑤ 市民の閲覧の利便性を高めるような資産等報告書の「一覧性」のある資料も閲覧に供されています。この資料は、過去の資産等報告書と本年の資産等報告書の記載内容を比較することができ、審査をする上でも有効であるが、本年分は、くつきりと目立つ色での識別が望ましい。

⑥ 資産等報告書の記載方法について、「変更なし」や「別紙のとおり」等の記述が見られました

が、審査の正確性、および閲覧者の利便性の向上のためには、具体的金額の記載が望ましい。

(3) 照会事項および回答状況

審査の過程において、資産等報告書に記載された内容が不明確なものについて、また正確性を期するため条例第7条第2項の規定に基づき、当該報告義務者に対し疑義に係る照会を行い、その回答を求めました。

① 照会事項

資産（土地）に関する事項：3名
添付資料に関する事項：1名

名

② 回答状況

照会した4名からともに回答を得ました。

③ 照会事項に対する回答・処理については、これを了承しました。

◆審査結果

資産等報告書を審査した結果は、次のとおりです。

(1) 提出された資産等報告書からは、特段の指摘事項はありませんでした。

裏付け資料（預貯金残高証明書、確定申告書の写し等）の添付が、慣例化していることは、制度の定着化の現れであると同時に、市長等および議員各

◆要望事項

条例の目的を達成するために、引き続き来年の資産等報告書について、次のことを要望します。

(1) 次の書類を添付すること。

- 確定申告書の写し
- 給与所得等の源泉徴収票
- 固定資産評価証明書
- 税等の納税証明書、又は領収書の写し
- 預貯金残高証明書（記載内容を裏付けることができる書類の写しを含む）

(2) 資産等報告書の金額、および収入等の記載方法について、審査の正確性を高めるため報告義務者に対し、その一層の周知と統一を図ること。

政治倫理審査会とは

大川市政治倫理条例に基づき、「資産等報告書」の審査、調査などを行う機関で、「政治倫理、および資産等報告書の審査等」に関して専門的知識を有する人、および選挙権を有する市民の中から、市長が大川市政治倫理審査会委員（任期2年）を委嘱しています。

【大川市政治倫理審査会委員】

役職	氏名	職名または選出団体名
会長	石川 四男美	弁護士
副会長	満留 昭久	大学学部長
委員	大矢野 栄次	大学教授
委員	松石 盛一	税理士
委員	野口 博行	司法書士
委員	井口 弘子	大川市連合婦人会
委員	和田 時	大川女性ネットワーク

おくやみ申し上げます

大川市政治倫理審査会委員

野口博行さんが逝去

本市の政治倫理審査会委員として、長くご尽力いただきました野口博行さんが12月3日、永眠されました。ご冥福をお祈りいたします。

市長等および市議会議員の資産等報告書の閲覧

大川市政治倫理条例の規定により提出された市長等（市長、副市長、教育長）、市議会議員、およびその配偶者の平成22年資産等報告書（1月1日、又は任期開始の日現在の資産、地位、および肩書と、前年1年間の収入、贈与、もてなし、および税等の納付状況）を閲覧することができま

閲覧場所

市長等の資産等報告書 市総務課
市議会議員の資産等報告書 市議会事務局
市議会事務局
8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）

問合せ

市総務課庶務係
☎ 85-5562（直通）
市議会事務局
☎ 85-5622（直通）